

財政状況の分析においてさらに検討が必要な事項について

1. さらに検討が必要な事項

- ・離婚時の年金分割、及び、第3号被保険者期間に係る年金分割
に関連して検討すべき事項（別紙参照）

（注）本事項は、平成19年度以降の各制度の財政状況についての報告に係る。

2. 今後の対応

上記のさらに検討が必要な事項については、技術作業委員会において技術的・専門的観点から検討を行うこととしてはどうか。

《 別 紙 》

離婚時の年金分割、及び、第3号被保険者期間に係る年金分割 に関連して検討すべき事項について

1. 離婚時の年金分割、第3号被保険者期間に係る年金分割

○年金分割

- ・ 平成19年4月から「離婚時の年金分割」（以下、「離婚分割」と表記）が行われている。
- ・ また、平成20年4月から「第3号被保険者期間に係る年金分割」（以下、「3号分割」と表記）が施行される。
- ・ これらの年金分割に伴い、
 - ① それまで当該制度の被保険者でなかった者が年金分割を受けることで、新たに受給権者になる者が発生する。
 - ② 年金分割される者の年金額が減少する一方、年金分割を受ける者の年金額が増加するなど、両者それぞれの年金額に変化が生じる。

など、受給権者数や平均年金額などの受給権者に関する統計値に影響が生じる。

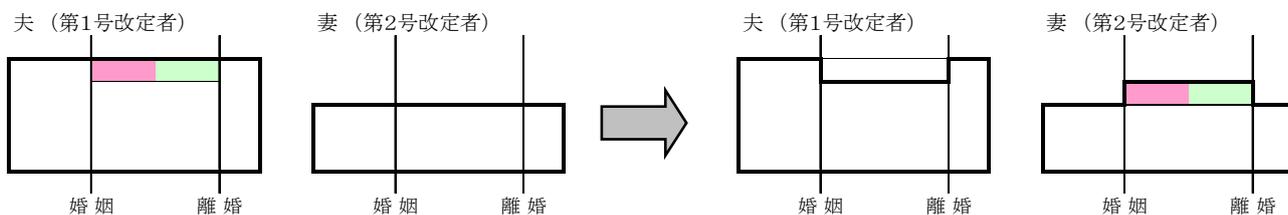
○受給権者数、平均年金額への影響

- ・ 年金分割では、主として2頁のような分割のパターンが考えられる。
- ・ 老齢・退職年金の受給権者数は、パターンAやパターンBのように、年金分割を受ける者が被保険者であった期間を持っている場合には、年金分割がなくても受給権者であるため影響を受けないが、パターンCのように、年金分割を受ける者が被保険者であった期間を持っていない場合には1人分増え、結果として受給権者数は増加する。
- ・ 老齢・退職年金の平均年金額は、分子の年金総額はほぼ変わらずに分母の受給権者数が増えることになるため、年金分割によって低くなる傾向があるものと考えられる。

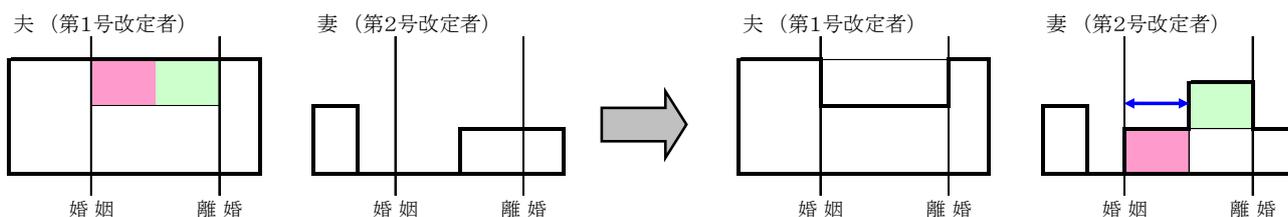
注：細かな部分は考慮せずに大まかな傾向を述べている。実際の年金分割は標準報酬を分割することで行われ、両者それぞれが自身の受給資格に応じた年金を受給するため、例えば、年金分割を受ける者は自身の支給開始年齢まで年金が支給されないことや、分割を行った後に当該分割をされた元配偶者が死亡しても当該分割分の支給は続くことなども影響する。

〔離婚分割の主なパターン〕 《夫から妻へ年金分割される場合のイメージ図》

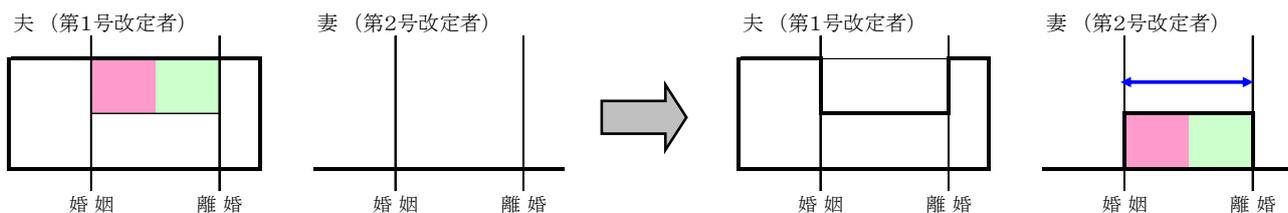
◆パターンA：婚姻期間中は夫婦共に被保険者



◆パターンB：妻は被保険者であった期間を持ち、婚姻期間中に被保険者でない期間がある



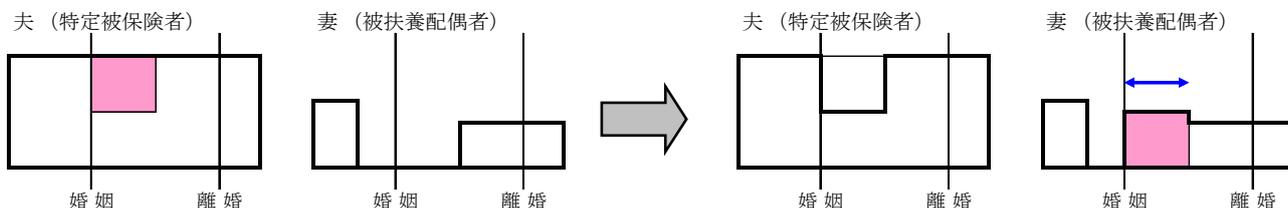
◆パターンC：妻は被保険者であった期間を持たない



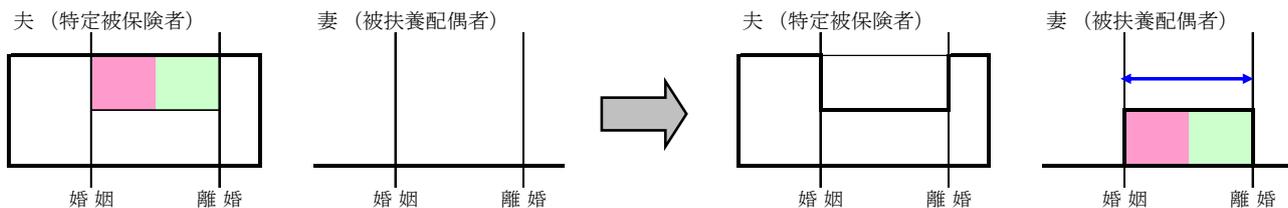
※パターンB、Cにおける第2号改定者の青い矢印の期間が、「離婚時みなし被保険者期間」である。

〔3号分割の主なパターン〕 《夫から妻へ年金分割される場合のイメージ図》

◆パターンB：妻は被保険者であった期間を持つ（婚姻期間中に第3号被保険者期間あり）



◆パターンC：妻は被保険者であった期間を持たない（婚姻期間中に第3号被保険者期間あり）



※パターンB、Cにおける被扶養配偶者の青い矢印の期間が、「被扶養配偶者みなし被保険者期間」である。

2. みなし被保険者期間

○みなし被保険者期間

- ・ 離婚分割では、分割の対象期間（＝婚姻期間等）のうち第1号改定者の被保険者期間であって第2号改定者の被保険者でない期間は、第2号改定者の被保険者期間であったものとみなされる。

→「離婚時みなし被保険者期間」という。2頁の図を参照。

※第1号改定者 （年金分割をされる側の）被保険者又は被保険者であった者
※第2号改定者 第1号改定者の配偶者であった者（＝年金分割を受ける側）

- ・ 同様に、3号分割では、分割の対象となった特定期間（被扶養配偶者が当該特定被保険者の配偶者として第3号被保険者であった期間）に係る被保険者期間は、被扶養配偶者の被保険者期間であったものとみなされる。

→「被扶養配偶者みなし被保険者期間」という。2頁の図を参照。

※特定被保険者 被保険者であった期間中に被扶養配偶者を有していた被保険者又は被保険者であった者
※被扶養配偶者 特定被保険者の被扶養配偶者（当該被保険者の配偶者として国民年金の第3号被保険者に該当していた者）

○みなし被保険者期間の扱い

- ・ これらの「みなし被保険者期間」については、
 - ① 厚生年金・共済年金の年金額算定の基礎となる（報酬比例部分にのみ影響し、基礎年金額には影響しない）

一方で、

- ② 年金の受給資格期間や、加給年金の支給の有無をみる際の被保険者期間などには算入しない

扱いとなっている。

3. 年金分割を行った場合の老齢・退年相当の定義（判定の基準）

○老齢・退年相当

- ・ 現在の老齢・退年相当の定義（判定の基準）は、以下のとおりである。

老齢・退年相当とは、当該制度の被保険者期間が老齢基礎年金の資格期間を満たしている（※）新法の老齢厚生年金及び退職共済年金、並びに旧法の老齢年金及び退職年金のことをいう。

※経過措置（現在は20年以上）及び中高齢の特例措置（15年以上）も含む。

- ・ このように、新法の老齢厚生年金及び退職共済年金については、「当該制度の被保険者期間」の長さによって、老齢・退年相当であるかどうかを判定している。

○検討すべき事項

- ・ 前述のように、年金分割を行った場合、分割の対象となった期間のうち自身が当該制度の被保険者でなかった期間についても標準報酬があることとなり、「みなし被保険者期間」として報酬比例部分の年金額算定の基礎となる。
- ・ 一方、この「みなし被保険者期間」については、年金の受給資格期間の判定や、加給年金の支給の有無の判定、基礎年金額の算定の際などには、被保険者期間に算入しない扱いとなっており、上記とは異なる扱いとなっている。
- ・ このような点を踏まえた上で、
年金分割を行った場合の新法老齢厚生年金及び退職年金の老齢・退年相当の判定の際に、**みなし被保険者期間を当該制度の被保険者期間に算入すべきかどうか**
について、検討する必要がある。

○論点

- ・ 老齢・退年相当は「当該制度の期間だけで老齢基礎年金の受給資格期間を満たしている年金」と考え、「受給資格期間の判定」という観点を重視し、受給資格期間の判定の際の扱いと同様に、
「老齢・退年相当の判定の際には、みなし被保険者期間を被保険者期間に含めない」
とする考え方についてどう考えるか。

- 一方、「受給する年金額の基礎となる期間の長さで判定する」という観点を重視し、報酬比例部分の年金額算定時の扱いと同様に、
「老齢・退年相当の判定の際には、みなし被保険者期間を被保険者期間に含める」
という考え方もあるが、どう考えるか。
- 両者いずれの場合にしても、老齢・退年相当の平均年金額を算出する際には、老齢・退年相当と判定された受給権者について、実際に受給する年金額全体（＝みなし被保険者期間分も含めた全体の年金額）を対象としてはどうか。また、これに対応する平均加入期間についても、同様の扱いとしてはどうか。

(参考資料) 関連用語 (厚生年金の場合)

○離婚時の年金分割

◆第1号改定者

(離婚時の年金分割をされる側の) 被保険者又は被保険者であった者

◆第2号改定者

第1号改定者の配偶者であった者 (=年金分割を受ける側)

◆離婚時みなし被保険者期間

離婚時年金分割の対象期間 (=婚姻期間等) のうち第1号改定者の被保険者期間であって第2号改定者の被保険者でない期間は、第2号改定者の被保険者期間であったものとみなす。この期間を「離婚時みなし被保険者期間」という。

○第3号被保険者期間に係る年金分割

◆特定被保険者

被保険者であった期間中に被扶養配偶者を有していた被保険者又は被保険者であった者

◆被扶養配偶者

特定被保険者の被扶養配偶者 (当該被保険者の配偶者として国民年金の第3号被保険者に該当していた者)

◆特定期間

特定被保険者が被保険者であった期間であり、かつ、その被扶養配偶者が当該特定被保険者の配偶者として第3号被保険者であった期間

◆被扶養配偶者みなし被保険者期間

年金分割の対象となった特定期間に係る被保険者期間は、被扶養配偶者の被保険者期間であったものとみなす。この期間を「被扶養配偶者みなし被保険者期間」という。

離婚時の厚生年金の分割(平成19年4月施行)

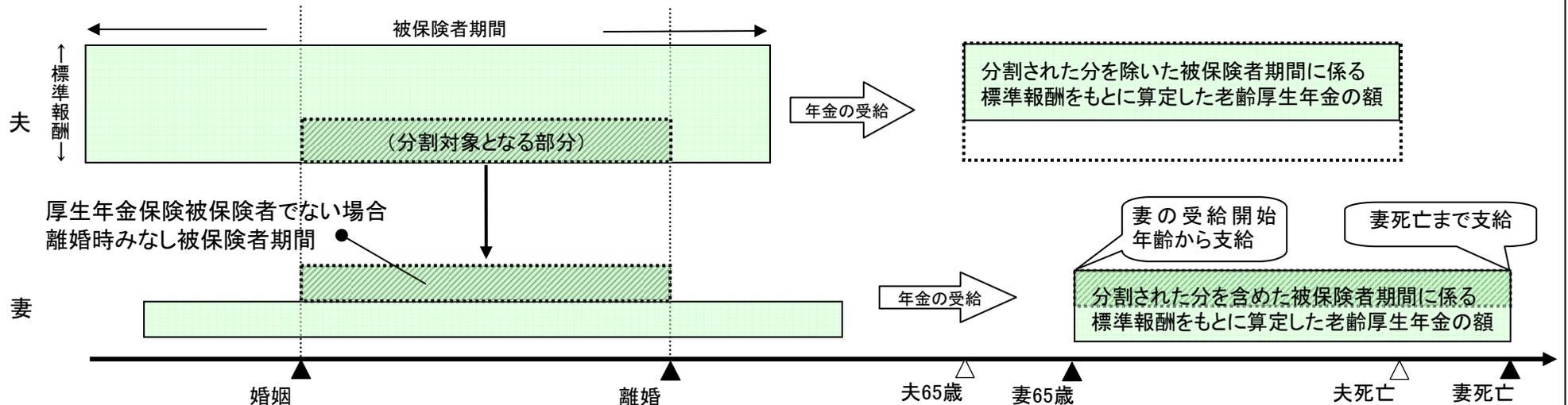
離婚時の厚生年金分割の仕組み

- 離婚当事者の婚姻期間中の厚生年金の被保険者期間に係る標準報酬を、離婚時に限り、当事者間で分割することを認める。
- 施行日以降に成立した離婚を対象とする。
ただし、施行日以前の厚生年金の被保険者期間に係る標準報酬も分割対象とする。
- 分割割合は、離婚当事者の被保険者期間に係る標準報酬の合計額の5割を上限とする。
- 離婚当事者間の協議で分割割合について合意の上、社会保険事務所に厚生年金分割の請求を行う。
- 合意がまとまらない場合、離婚当事者の一方の求めにより、裁判所が分割割合を定めることができる。

離婚時の厚生年金分割の効果

- 分割を受けた者は、自身の厚生年金受給資格(老齢・障害等)に応じた年金を受給。
 - ・自身が老齢に達するまで老齢厚生年金は支給されない。
- 分割を行った元配偶者が死亡しても、自身の厚生年金受給に影響しない。
- 分割は厚生年金(報酬比例部分)の額のみに影響し、基礎年金の額には影響しない。
- 原則として、分割された被保険者期間に係る標準報酬は厚生年金額算定の基礎とするが、年金受給資格期間等には算入しない。

<イメージ図>



第3号被保険者期間についての厚生年金の分割(平成20年4月施行)

- 被扶養配偶者(第3号被保険者)を有する特定被保険者(第2号被保険者)が負担した保険料については、夫婦が共同して負担したものであることを基本的認識とする。(法律上明記)
- 平成20年4月以降の被扶養配偶者の第3号被保険者期間については、以下の場合に、特定被保険者及び被扶養配偶者の標準報酬を特定被保険者の第2号被保険者期間に係る標準報酬に、2分の1を乗じて得た額にそれぞれ改定及び決定(以下「分割」という。)することができる。
 - ① 離婚をしたとき ② 婚姻の取消しをしたとき ③ 事実上婚姻関係の解消をしたとき
 - ④ 特定被保険者が長期間にわたり行方不明の状態である場合など、離婚の届出をしていないが、事実上離婚したと同様の事情にある場合と認められるとき

【離婚した場合の厚生年金の分割のイメージ】

